

# 生徒の生活規則（生徒・保護者向け）

八王子市立城山中学校生活指導部

すべての規則には意味や目的、制定時の背景があります。先生たちは生徒の皆さんがいつでもこの規則を守ることができている状態を目指します。なぜなら、普段できていることがその人の本来の力であると考えからです。

## 1 あいさつ

- (1) 自分から、相手の目を見てあいさつをする習慣を身に付ける。
- (2) 授業の開始と終了時には号令で起立し、いすをしまっていすの後ろに立ち、気を付けをして声を出してあいさつする。
- (3) 学校生活のあらゆる場面で、名前を呼ばれたら返事をする習慣を身に付ける。

## 2 登下校

- (1) 原則として、指定された通学路を使い徒歩で登下校する。再登校、長期休業中も自転車で登下校しない。
- (2) 原則として 8:00~8:25 に登校し、8:25 には着席して朝読書や朝学習に取り組む。
- (3) 登下校時には川町門、式分方門のいずれかを使用する。登校後は下校時まで学校の敷地から出ない。
- (4) 欠席・遅刻・早退・授業見学・貴重品の持参・けが等に伴う異装の連絡には保護者から事前に連絡をする。
- (5) 遅刻して登校した場合は、職員室に立ち寄り、「遅刻者カード」をもらってから教室に行き、教科担当の教員に渡す。事前にわかっている早退の場合は、学年の先生に一声かけてから早退する。また、帰宅後には学校に連絡を入れる。
- (6) 朝礼のある日には特に余裕をもって登校し、荷物を教室におき、8:25 に整列を完了し、8:30 から朝礼を始められるようにする。体育館での整列までに間に合わなかった生徒は列の最後尾に並ぶ。
- (7) 最終下校時刻を守り、下校時には寄り道や買い食いをせず、まっすぐ家に帰る。

4月~9月	10月	11月~1月	2・3月
18:30	18:00	17:30	18:00

## 3 持ち物

- (1) 学校に持参する物には原則としてすべて記名し、自己管理する。破損、汚損は自己責任とする。
- (2) 不要物（学校生活に必要なもの）は持ち込まない。やむを得ず持ち込む場合は保護者から事前に連絡する。
- (3) 連絡なく不要物を持ち込んだ場合は、職員室で預かり、保護者に取りに来てもらう。
- (4) 忘れ物をしないよう前日のうちに持ち物を準備する。忘れ物をした場合でも、生徒同士で物の貸し借りをしない。
- (5) 水筒を持参してよい。ただし、中身は水、緑茶、麦茶、スポーツドリンクのみとし、授業中は机上に置かない。
- (6) ペットボトルを利用する場合はホルダーに入れ、ごみは持ち帰る。
- (7) 腕時計を持参してもよい。ただし、時計以外の機能のある腕時計は持ち込まない。
- (8) 上履きや体育館履き、外履きはかかとを踏まずに着用する。
- (9) 携帯電話を持参した生徒は 8:10 までに職員室に預け、下校前に職員室で受け取る。ポーチ類に入れて保護する。

## 4 標準服・体育着の着こなし・身だしなみ

- (1) 暑く感じる場合は、ネクタイ・リボンを身に着けず、ブレザーを脱ぎ、半そでワイシャツや白または紺のポロシャツを着用して生活できる（ネクタイ・リボンを身に付けない場合はブレザーも着用しない）。
- (2) 寒く感じる場合は、防寒用の下着や紺・黒・灰・茶・白のセーター、ベスト、カーディガンを着用し、ブレザーをその上から着用する。ただしパーカーは認めない。登下校時にはコート、マフラー、ネックウォーマー、手袋などを着用できる。
- (3) 制服の上にコートを着る場合はスクールコート、ベンチコート、ダウンコートとし、色は黒・紺・茶・グレーのいずれかの単色またはワンポイント程度のものであるとする。皮素材のコートは認めない。
- (4) 校内で寒い場合はひざ掛けの使用を認める。ただし、廊下では使用せず、羽織るような使い方はしない。また、フードや装飾がついたものは使用しない。
- (5) 朝礼・儀式時等、TPO と気温に応じて、適切な服装をする。
- (6) ワイシャツはズボンまたはスカートの中に入れる。下着はワイシャツから透けにくい色や生地のものが望ましい。
- (7) ブレザー着用時には腕まくりをしない。ボタンはすべて留める。

- (8) セーター・カーディガンは体に合ったものを選び、裾や袖がはみ出ないようにする。
- (9) スカート丈はひざ丈（ひざ頭が隠れる程度）とし、成長しスカートが短くなったら長期休業等の期間を使って直す。
- (10) 靴下の色は白、黒、紺またはグレーの単色にワンポイント程度とし、ルーズソックスは着用しない。
- (11) 体育着登校・下校時には体育の授業での着用方法を原則とする。
- (12) 頭髪は清潔感のあるものにし、パーマ・染色・脱色・エクステンション等で特別に手をくわえない。
- (13) 実験や実技等で必要な場合は各自の判断で髪を束ねる。ヘアゴムの色は頭髪の色に準じる。
- (14) 制汗シートは無香料のものを使用してもよい。スプレー式の制汗剤は使用しない。
- (15) 鏡、くし、ブラシは公共のマナーを守って使用してもよい。
- (16) 化粧品やマニキュアは透明なものも含めて使用しない。リップクリームは無色・無香料のものを使用してもよい。
- (17) 装飾品（ピアス、指輪、腕輪、派手な髪留めなど）は着用しない。
- (18) 通学用の鞆は両手の空くりュックが望ましい。

## 5 休み時間

- (1) 次の授業の準備、教室移動の時間とする。不必要に他の教室や他学年の階には立ち入らない。
- (2) チャイムで授業を始められるよう、チャイム前着席を徹底する。
- (3) 昼休みには校庭で遊ぶことができる。ただし、コンクリート部分や駐車場、プールや体育館裏には立ち入らない。

## 6 清掃

- (1) 清掃は原則月、火、木、金曜日に行う。ただし、専門委員会のある日には清掃なしで委員会活動を行う。
- (2) 清掃終了後には清掃担当生徒が担当教員に報告し、成果を確認する。

## 7 その他

- (1) 公共の物を大切に扱う。破損した場合はすぐに報告し、破損届を提出する。場合によっては弁償になることもある。
- (2) 校舎内で暴れたり走ったりしない。
- (3) 屋上に通じる階段や屋上には立ち入らない。
- (4) 下駄箱は上履き入れと外履き入れを区別して使用する。下駄箱の上や付近に私物を放置しない。
- (5) 学校行事や校外学習で公共交通機関を使用する場合は生徒の私物携帯電話による交通系電子マネーを使用できる。
  - ① 使用する場合は事前に保護者が学校に連絡を入れる。（行事によっては事前にアンケートをとる）
  - ② 携帯電話や電子マネーの使用については公共交通機関利用や保護者との連絡のための最低限度とする。
  - ③ 破損・紛失についてはその他の私物と同様に、家庭の責任と負担とする。
- (6) 学校備品（チョークや黒板など）は先生の許可なく使用しない。
- (7) 校外学習のルールは学年の状況を見て年度ごとに変更される。そのため前年度からルールが変更されることがある。
- (8) 校内・校外でいつもと異なる状況（破損、不審者等）があれば、ただちに先生に報告する。

## 附則 規則の改正

- (1) 本規則は以下の2つの方法で改正ができる。
  - ① 生徒発案の場合：改正案を作成し、生徒会本部に提案する。生徒会本部・中央委員会・関係専門委員会で審議・修正のうえ、学級会にて審議する。結果を生徒会本部で集約し、改正の希望が過半数を超えれば、生活指導主任に報告する。生活指導部会、副校長・校長先生の決裁を受けて、職員連絡会にて周知し改正する。
  - ② 教員発案の場合：生活指導部会、副校長先生・校長先生の決裁を受けて職員会議にて周知し改正する。